

# 第2部：各分野の提言まとめ

## 2-1) 公共サービス改革分野

### 日本版コンパクト（政府とサードセクターの協約）の提案

2010年4月12日

#### 1 提案の趣旨

「官から民へ」の行政経営改革、公共サービス改革が進んでいますが、日本でも21世紀に入ってから急速に公共サービス改革が展開し始めています。

鳩山首相が掲げる「新しい公共」の実現のためには、政府がNPOや、より広くサードセクターの役割と価値を重視することを公式に表明することが求められます。

そのための最初の象徴的なイニシアチブとして、1998年のイギリス労働党政府とイギリスのボランタリーセクターとの間の「コンパクト」をモデルとして、民主党政権と日本のサードセクターとの間で、それぞれ自らの責務と姿勢を約束する「日本版コンパクト」の締結を提案します。

日本版コンパクトの締結は、これまで政府・行政からの直営のサービス・外郭団体からのサービスのように政府・行政に支配される「公共」ではなく、市民が主体の「公共」へと、政府とサードセクターの間の従来の関係を変える大きなきっかけとなります。

その内容は、両者が協議し、模索されながら草案していくのがよいと思われます。政府とサードセクターがお互いの独自の役割と価値を承認し合い、政府活動や公的資金に関する国民へのアカウンタビリティを確保しつつサードセクターの自律性を最大限に保障するためのルールについて合意することが中心的内容となると考えられます。

これを出発点に、サードセクターを担い手として位置づけた公共サービス改革、政府によるサードセクター支援政策、サードセクターが担い手として活動しやすいようなインフラ整備などの政策が展開されていくことが期待されます。

#### 2 日本版コンパクトの意義

- ① 政府・行政とサードセクターは新しい関係を求めています。政府・行政とサードセクターはそれぞれ特性が異なり、これらの違いを発生する課題を乗り越えるための仕組みが必要です。日本版コンパクトは政府がサードセクターの独自の役割と価値を承認することを公式に発信することになります。また、締結までの協議プロセス自体が、これまでの政府・サードセクター関係が転換しつつあることを広く社会に示していくことになります。
- ② これまで省庁毎に分断されてきたサードセクターの一体的存在感を社会全体に向けて発信する最初の機会となります。
- ③ 「官から民へ」という方向で、公的資金を用いて行われる多様な公共サービスの実施がサードセクターに委ねられつつあるなかで、従来のような外郭団体・天下り現象を再現されることなく、公的資金に関するアカウンタビリティを確保しつつも、サードセクターが創意工夫を発揮できるような自律性を保障するような政府・サードセクター関係を構築していくための土台を築くことになります。

### 3 締結までの手順

- ① 市民キャビネットがコンパクトの策定を政府に申し入れ、市民キャビネットがサードセクター側の窓口となることを位置づけます。
- ② 専門委員会を設置し、そこで素案を作成していきます。
- ③ 従来の政府・サードセクター関係の実態や課題を調査し、適切な政府・サードセクター関係を構築するために双方がどのような責務や姿勢を約束すべきかを双方が検討します。
- ④ 政府側、サードセクター側（市民キャビネットが窓口）の内部での協議を行い、相手側及び自らの側の課題、約束すべきことについての草案を作成します。
- ⑤ 政府、サードセクター側がそれぞれ相手側の草案について検討し、意見書をまとめます。
- ⑥ 専門委員会において、双方の草案と意見書を総合的に検討したうえで、協約の第一次案を作成します。
- ⑦ 広くパブリック・コメントを求める機会を設け、政府、サードセクター、国民などからの意見を求めます。
- ⑧ 専門委員会において協約の最終案を決定します。
- ⑨ 政府の代表（首相および担当大臣）が協約に署名します。その後、協約に賛同するサードセクター組織の代表者、自治体の首長などが署名をしていきます。なお、自治体毎に両セクターの協議を経て独自に協約を締結することも奨励されます（自治体版協約、ローカルコンパクト）。

協約の共通原則や政府側の約束の部分については、それを「基本法」の形で法律化することが望ましい。サードセクター政策や公共サービス改革についてのより具体的な方針については、「大綱」の形で閣議決定されることが望ましい。

## 2-2) 福祉分野

2010.4.21

### 市民キャビネット福祉部門からの提言 「福祉のある優しい“我がまち”づくり」に向けて

「日本中のどこでも安心して暮らせる地域社会の構築」は国が国民に対して保障すべき義務であり、国民にとっての権利だということを国の福祉政策の基本の方針として据えるべきである。

地域の生活支援の実施状況は自治体や地域によって大きな格差が生じている。地域主権は重要であるが、国民として保障されるべき生活権が侵害されなければならない。こうした状況に対して国は公の責任を明確にするべきである。

その上で、公的サービスによって全て費用負担し運営することは、財政的に困難であるばかりでなく市民の自立も阻害する。安心して暮らせる地域社会の構築のためには、「医療・介護・障害者福祉・保育」などの全国統一的な公的サービスの持続・発展を軸としつつ、地域における自主的な活動に地域独自の「枠外サービス」を委ね、公が支援することで公・民が協働して地域福祉を支える体制づくりが急務である。

地域の中で助け助けられる「福祉のある優しい“我がまち”づくり」を推進するため、以下に提言する。

1. 食事サービス、移動サービス、ホームヘルプなどの介護保険外の生活支援や介護者支援は、介護保険サービスと共に在宅を支える車の両輪として必須である。地域支援事業の内容を見直し、こうした取り組みを評価し、活用・促進すべきである。また、都道府県など広域行政はサービスの地域格差是正に務めるべきである。
2. 利用者やニーズを限定しない緩やかな助け助けられるしくみの育成と確立のためには、市民参加による自主的な活動に「枠外サービス」※を優先的に委ねるなど、積極的な評価と支援が必要である。
3. 地域包括支援センターは介護予防マネジメントを中心的業務とすることから脱却し、本来の包括的継続的な地域ケアの調整機能に特化すべきである。またその機能を社協や社会福祉法人、NPO法人にも分担し、コミュニティレベルで住民に身近な福祉ネットワークを構築すべきである。
4. サービスの向上、アドボカシーを担う広域的な中間支援団体のネットワーク機能が必要とされている。サービスの創出や質の向上、担い手育成のために広域に活動する中間支援団体に対する継続的な支援が求められる。
5. 現在の高齢者福祉に特化した地域包括支援センターの機能では、障害者や子育て支援等の複合的なニーズに柔軟に対応できない。地域の福祉ニーズを横断的に受け止める理論の構築と介護保険以外からの財源確保の可能性を模索すべきである。また将来的には関連法令を横断する「地域生活支援法（仮称案）」の立法化も考えられる。

※「枠外サービス」とは全国統一的な制度のもとで実施される介護保険サービスや障害者自立支援事業以外の福祉サービスを指す

## 福祉のあるまちづくり【イメージ】



地域福祉とは、医療、介護（高齢者、障害児・者）、保育など国制度にとどまらず、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるしくみをつくることであり、そのためにはさまざまな生活課題を、自助・互助・共助・公助の連携によって解決していくことが必要である。しかし現在は、家族構造や生活モデルの変化、景気の低迷などによって、いずれも機能低下したり地域による格差が生じたりしている。

## 政策提言事項

### 政策提言名・循環型地域福祉事業

- 目的：誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉社会を構築する
- ・介護保険サービスや障害者自立支援事業を相互に補完する市民参加による地域生活支援（移動サービス・食事サービス・ホームヘルプ等）の充実
  - ・地域支援サービスの実施における市民参加の促進
- 事業概要：
1. コミュニティ単位における各種サービスのコーディネート機関の設置
  2. 拠点施設の整備
  3. 中間支援組織によるコーディネーターの養成

### 政策提言名・市民参加による地域福祉サービスに関する規制緩和

- 目的：
- 市民参加による有償の地域福祉サービス提供の阻害要因となっている既成の法律・制度（ex. 道路運送法・道路交通法・法人税法等）の内容及び運用を見直し地域の住民生活の実態と合わせる。

## 2-3 農都（農村・都市）地域分野

### 農林漁村・都市地域 10 兆円産業創出への構造転換のために、内閣府に「農都創造会議」の設置を提案します！

2010年3月6日  
農都地域部会

農山漁村と都市地域には、世界的に見ても豊富で優良な資産があり、これを新視点（人・モノ・金・情報・ネットワーク）でつなぎ、農都地域コミュニティを創造することにより、約10兆円、100万人雇用の総合産業推進を提案します。

これらを検討、研究開発し、また、モデル社会実験を推進するために「農都創造会議」を内閣府等に設置すること。

#### （全体・制度・雇用・教育）

- 短期的には：ここ1、2年で数万人の農都総合産業転換の社会実験として雇用創出と人材育成に取り組む。  
①農都人材のアンバランスを解消する、情報とネットワークの徹底体制を官民共同の「新しい公共」として推進、②すでに実績を上げたものを中心に、各種の地域リーダー育成プログラムの実施とこれによる就業促進、③前記を推進する会議を内閣府および必要に応じ各地に設置する。
- 中長期的には：ここ3、4年で、①農都地域の制度見直しや創設（複数省庁にまたがり構造改革特区で対処できないことを仮称「市民改革特区」とするなど）、生活現場から必要性が認められる対策の制度改革、②日本版CLC（コミュニティ・インタレスト・カンパニー）、地域マネジメント法人など、コミュニティ法人制度の研究と社会実験の推進、③ストックのフロー化（空き家や空き施設を仕分け、高齢者や子どもの地域ケアへの再活用、森林、農業用水などの活用）と持続可能なコミュニティとエコ空間への推進。

これらを生活目線で透明な議論と必要な仕分けを行い、一部は社会実験としてすぐにも実行に移し、国民注視の中、国民の協働の運動として推進することを提案します。

例1 空き家対策と高齢者子ども等の地域ケア住宅10万戸で、GDP45兆円、雇用創出25万人という計算がある。

例2： 地域の空き施設を地域コミュニティ再生の拠点として利用。あわせて環境に配慮した建物の再生（エコ・リノベーション）や再生可能エネルギー等の導入、数戸の住居、自給を目的とした農場なども含めた持続可能な生活モデル区域（エコビレッジ）を構築する。都市においては空室率の高いマンションや団地、農村においては廃校や企業の研修施設、ゴルフ場等が考えられる。

#### （有機農業・給食）

##### 国家戦略としての「学校給食有機化計画」

目的：学校給食の食材をなるべく地元で採れる有機農産物でまかなうことにより、児童・生徒の健康の向上、地域の農業の振興、有機農業の普及を図る。

付随するメリット： 医療費削減、石油に頼れなくなる将来の食料安全保障、環境保全・生物多様性の回復・CO<sub>2</sub>削減、地域活性化

- ① 学校給食有機化協議会を設置し、さまざまな障壁を取り払う方法を検討する。
- ② 有機食品の健康効果に関する情報収集、研究、成功事例公開のための機関を設置し、成功事例の情報を全国に認知・理解促進する。
- ③ 同機関における研修を、学校教師、調理師に課す。

- ④ 農家と教育現場を結ぶマネージメントコーディネーターを養成する。
- ⑤ 学校給食の食材のうち、「有機農産物」「有機加工食品」「特別栽培農産物」の合計の割合が金額ベースで30%を超えた学校には補助金を支給し、実質的な給食無償化を実現する。この割合は、今後段階的に増やしていく。また、同一または隣接する都道府県・市町村内産の農産物の割合が50%を超える学校には、別口の補助金を支給する。
- ⑥ すべての有機農家への補助金、また、慣行から有機への転換奨励金を支給する。
- ⑦ 学校給食の主食は米飯とし、米飯以外の主食は月2回以下とする旨を法律で定める。
- ⑧ 給食の自校方式化を進める。センター方式から切り替える学校に設備費を助成する。

#### (森林・バイオマス)

現行の林野行政において、また先般緊急雇用対策を受け作成された「森林・林業再生プラン」において、大規模集約林業推進一辺倒になっているが、これでは効果は薄い。小規模林業、特に農業との副業林業を的確に位置づけることによって全国の多くの中山間地で使える真に有効な雇用対策となる。また、雇用だけではなく、生物多様性、森林の多面的利用、土砂災害防止機能発揮においても小規模林業が集約林業を上回る。

既に集約林業を習ったドイツでは集約林業一辺倒の施策を転換し、小規模林業を位置付け、その結果45万の林業経営体が生まれ、このほとんどが個人経営体であり農家の副業（兼業）林業として経営され山村再生に貢献している。この45万雇用はドイツの自動車産業雇用を上回る。

## 2-4) 地球社会・国際分野

# 市民キャビネット 「地球社会・国際」部会 参院選への政策提言 「アジアから新しい平和を創る」

**年間200万人の幸福度・生活・教育を向上  
年間5万人を実質雇用・活用・育成  
年間740億円を平和創造に有効転換・積極活用**

### <今回提案される8つの政策>

#### 1) ボランティア事業・交流による、平和創造

- ① アジア・ボランティア・サービス (AVS) = アジア→日本、日本→アジアで青少年が活動。
- ② 長期ワークキャンプ (ワーク) = 多様な人達で、荒れた森・田畠を再生するグループ型事業。
- ③ 日本版ギャップイヤー (GAP) = 大学入学・就職前に1年間、海外で社会体験を積む慣習。
- ④ ボランティア・ビザ (Vビザ) = 日本の地域で最大1年間、ボランティア活動ができる制度。

#### 2) 多文化コミュニティの推進による、平和創造

- ⑤ 多文化ソーシャルワーカー (多文化) = 日本に暮らす外国人を支援する社会福祉制度。
- ⑥ 難民認定申請コーディネーター (難民) = 難民認定の申請や審査に市民が参加するシステム。
- ⑦ 外国籍の子どもたちへの教育 (教育) = 教員養成課程に異文化理解等を加えて、教育を充実。

#### 3) 地球規模課題の解決による、平和創造

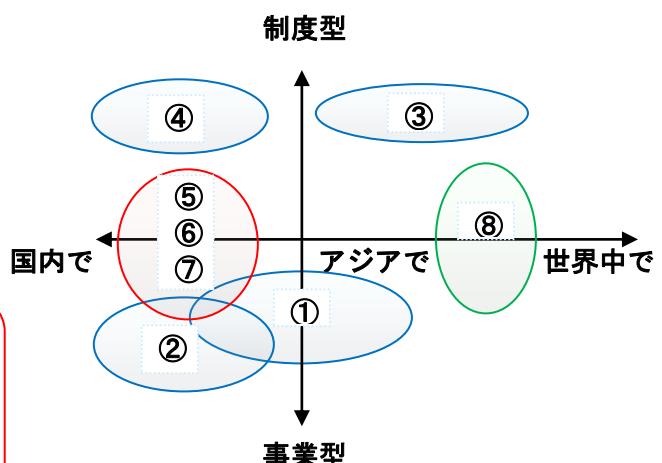
- ⑧ 感染症撲滅の国際連帯税 (連帯税) = 航空券に税をかけ、HIV/エイズ・結核・マラリア対策。

### <新しい国際協力・交流ビジョン>

- 1) 物・金偏重の単一基準 → 健康で多様な幸せへ
- 2) 途上国を助けてあげる → 双方向で日本も改善
- 3) 政府もNPOもばらばら → 垣根を超えて協働を

### <提言を横軸でつなぐ成果指標>

- A) 幸福度 (例: GNH)・生活・教育の向上
- B) 広い意味での雇用・人材育成 (例: EQ)
- C) アジア・世界の平和創造





# 提言一覧表

	①AVS	②ワーク	③GAP	④Vビザ
概要	日本→アジア、アジア→日本で青少年が9ヶ月間、地域やNPOで環境・農業・福祉・教育等のボランティア活動。	日本の荒れた森と田畠をニート、難民、アジア人を含む多様な人達で再生する、9ヶ月間の合宿型プログラム。	大学や企業（新卒・転職）に入る前に1年間、海外でボランティア等の活動をしても良い、社会的慣習。	従来の就労や研修、文化とは異なる形で日本で様々な地域活動をする外国人ボランティアのための制度。
直接の対象	日本・アジアの ①活動する若者 ②受入側の地域社会・NPO（福祉・教育施設、里山保全NPO、農林家等）	①参加者（アジアの若者、難民、ニート、失業者、退職者、障がい者等） ②受入側：主に中山間地の地域・NPO	①参加者（高卒・大卒・転職の若者） ②活動先の海外の農家やNPO ③終了後に入る大学・企業	①参加者（日本でボランティア活動をしたい外国人） ②受入側：福祉施設等、公益性が高く人手不足の現場
事業規模	3年目（2013年）は <b>3,000人</b> を交換（日本から1500人、日本へ1500人）。 受入地域の受益者数は約 <b>30万人</b> 。	3年目（2013年）は500ヶ所で3回ずつ実施して <b>15,000人</b> が参加。 受入地域の受益者数は約 <b>15万人</b> 。	数十万人。推進策は、 <b>3万人</b> が活用。	しっかり管理できる認定されたNPOを通じて、全国100ヶ所に <b>100人</b> 受入。 受入地域の受益者数は約 <b>1万人</b> 。
予算額	<b>48億円</b> （3,000人交換の場合）	<b>138億円</b> （15,000人参加の場合）	なし（推進策を行う場合、 <b>100億円</b> ）	<b>5,200万円</b> （補助施策を行う場合）
有力な財源	*防衛費の一部 *雇用対策の一部 *JICA協力隊予算 *青少年交流予算	*農林業関連予算 *雇用対策の一部 *過疎対策予算 *青少年育成予算	*青少年育成予算 *教育予算 *ニート支援予算 *JICA協力隊予算	*留学生30万人受入予算の1割

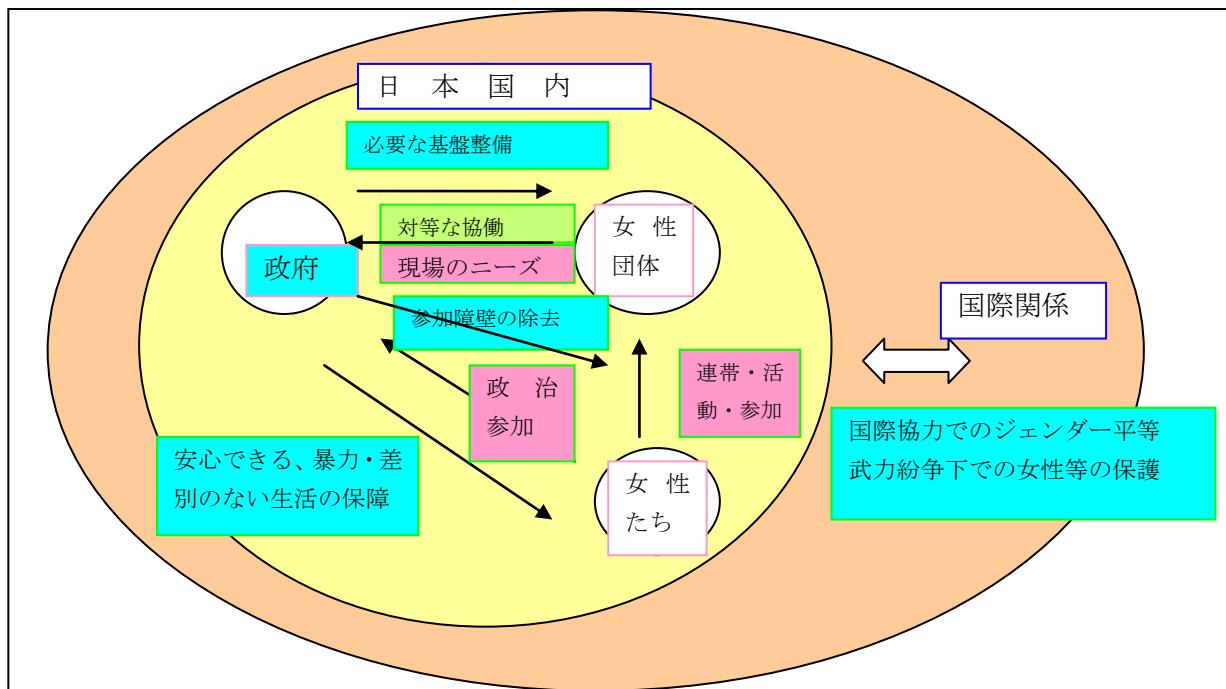
	⑤多文化	⑥難民	⑦教育	⑧連帯税
概要	国際経験を積んだ若い人材も有効活用して、日本に暮らす外国人のためのソーシャルワーカーの制度創設。	難民認定の申請手続きのサポートや審査に市民が参加して、公正かつ効率的にするシステムの整備	教員養成課程に異文化理解を加えること等により、日本に暮らす外国籍の子どもたちへの教育を充実。	国内外の航空券から数百円程度の税金を取り、HIV/エイズ・結核・マラリアの撲滅のための資金に充てる。
直接の対象	①ワーカー（国際協力・交流経験のある日本の若者） ②受益者（在日外国人と、その滞在地域・職場）	①コーディネーター（市民団体による制度運営） ②受益者（難民申請者）	①教員（特に新規） ②外国籍の子ども	① 受益者（治療・予防を受ける世界中の人々） ② 参画者（日本発着の国内・国際航空券の購入者）
事業規模	年間 <b>600人</b> のワーカーを育成し、 <b>50万人</b> の外国人が制度を利用。	<b>150人の常勤コーディネーター</b> を置き、 <b>3,000人の申請者</b> が利用。	(未定)	航空旅客者、約 <b>1.2億人</b> に200～4,000円を課税)。受益者は100万人？
予算額	<b>15.78億円</b>	<b>5億円</b>	(未定)	<b>455億円</b>
有力な財源	(未定)	(未定)	(未定)	航空券税

## 2-5) 男女平等分野

### 男女平等部会からの提言

ジェンダー平等・女性のエンパワメントのための政策提言

女性差別撤廃委員会勧告の完全実施



人間としての平等は、世界人権宣言でも、日本国憲法でも謳われており、誰もが差別されることなく、尊厳をもって生きることは普遍的人権として当然認められるべきことである。しかし、特にジェンダー、セクシュアリティなどに基づく差別は根深く、そのため、女性たちや性的マイノリティの人々が、社会的排除を受け、社会的困難を抱え、また、社会参加が阻まれている。このことは結果として日本経済に悪影響を与え、日本社会の活力を奪っている。とくに女性に対する暴力は、被害女性の自尊心を奪い、社会的孤立を招き、社会生活、経済生活を困難にしてしまう。日本に存在する主な女性差別については、2009年の国連・女性差別撤廃委員会からの勧告で指摘されており、その早期の、全面的、効果的実現が求められている。このような女性差別を撤廃し、そのために必要な政策を政府の財政的拠出のもと実施することは、女性が社会参加し、政治参加をするエンパワメントの前提条件である。

社会的に不利な立場に置かれた女性たちの状況を改善することが、女性たちが自立できて自己組織化すること、男女平等や女性のエンパワメントを目指す既存の女性団体が、政府と対等に協働することにつながり、またこのような社会参加により、女性差別が解消に向かうことになる。そのためには、政策の立案、実施、評価の各過程に女性団体、当事者団体が対等な立場で協働が必要であり、そのための経済的基盤の保障も政府に求められる。

また、日本は世界の中でも、政治参加の割合が低く国際的に不名誉な立場であることだけでなく、女性の政治参加が進まないことは諸政策に男女平等、ジェンダーの視点が取り入れられにくく、また女性にとって政治参加のモデルが少ないことを意味しており、各分野での男女平等の進展を妨げている。男女平等は国政レベルから積極的に改善することが求められる。

さらに、国際社会の中で、日本が占める経済的、歴史的立場を考えた場合、国際協力分野でのジェンダー平等について積極的な拠出をすべきであり、戦争当事国としての歴史を踏まえて武力紛争下の女性や子どもを性暴力の人権や尊厳の保護と救済に積極的かつ具体的な役割を担うことが求められる。

## 提言

上記女性差別という課題解決のため下記 1 乃至 3 の提言を重要かつ全般的提言として提出する。

- 1 女性差別撤廃委員会勧告（総括所見）の早期かつ効果的な完全実施。
- 2 男女平等と女性のエンパワメントに取り組む女性団体、当事者団体の経済的基盤の確保を促進するための施策の実施と、政府との対等な協働関係の構築。
- 3 閣僚に占める女性の割合を 2 分の 1 とすること。

また、このような総論的政策を実施するため、本部会は下記 4 乃至 12 の個別の政策提言をする。

- 4 女性差別撤廃委員会での性暴力分野の勧告（総括所見）の完全実施
- 5 効果的な性暴力被害者支援システム
- 6 ドメスティック・バイオレンス民間シェルターへの公的財政支援
- 7 ドメスティック・バイオレンス被害者の自立支援に向けた住宅政策等
- 8 セクシュアル・ハラスメント対策の推進
- 9 NPO 等のセクシュアル・ハラスメント対策講師派遣事業
- 10 同性愛、性同一性障害など性的マイノリティの自殺予防
- 11 国際協力分野における男女平等
- 12 武力紛争下の女性や子どもを性暴力から守るためのシステム構築への貢献

## 効果

女性たちの多くの社会参加、政治参加によって、活力のある社会を築くことができる。

詳細は各政策提言書記載の通り。

## 2-6) 災害支援分野

### 市民キャビネット災害支援部会からの提言（案）

部会長	松尾道夫（全日本救助犬団体協議会代表）	
住所 担当	〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保519番地1 埼玉県浦和・大久保合同庁舎1号館 担当 松尾 道夫	
電話・メール	TEL048-714-0501・FAX048-714-0509	m.matsuo@tba.t-com.ne.jp

阪神・淡路大震災から15年が経過し、あらためて災害時における応急対応、復旧・復興の取り組み、また事前の備えとしての被害軽減、被害抑止の取り組みがより一層大切であることが認識されました。一方、地球上においてはハイチ地震（2010/1/13）、チリ地震（2010/2/28）と大規模な地震災害が相次いでおり、大変厳しい状況であることを認識しなければなりません。

ところで、阪神・淡路大震災以後、災害を減じるためには「自助」「共助」の大切さに注目され、さらに「公助」として国や地方自治体が「民」の働きを補完することが不可欠であることが認識されるようになっている今日です。こうした各々の取り組みから、「新しい公共」というものが浮かび上がってくると手応えを感じていますが、その担い手の一つであるNPO・NGO・ボランティアが、活動しやすい環境整備（人・もの（場所を含む）・金・情報・ネットワーク）が急がれており、そのためには私たちをとりまく社会が成熟しなければならないことは言うまでもありませんが、以下に示すような具体的な取り組みが充実するようなご支援を、是非積極的に政府として政策に取り込んで頂きたいと願い、ここに提言致します。もちろん、政策立案あるいは政策形成に当事者である私たちが参画することはやぶさかではありません。

#### ① 情報（官と民との共有化）

災害時の情報は一元化することが定説です。しかし、発災直後の応急対応時はともかく、その後の復旧・復興へと進む段階では、むしろ情報の多元化が有効です。多元化の極は勝手につぶやく“ツイッター”かもしれません。それでも被災者にとっては、かけがえのない情報となることもあるでしょう。少なくとも、政府がコントロールする情報に関しては可能な限り、国民と共有されることを望みます。

とりあえずは、広域の災害ボランティア拠点が設置されるならば、そこから災害ボランティアが発信する情報についての共有化は図らねばならないでしょう。

暮らしに役立つ生活情報など情報の内容によっては、多彩に、積極的に流すことが被災者にとっての安心材料になります。

（参考）被災地放送 76.1MHz（コミュニティFM局）の有効性および共有化については、阪神淡路大震災時の兵庫県庁およびFMわいわい、有珠山噴火時のFMレイクトピア、岩手・宮城内陸地震、山口豪雨災害時の埼玉NPOうらわ・大久保スタジオおよびすまいるFMで放送等で実証されているとおもいます。

「FMレイクトピア」は2000年3月に発生した有珠山の噴火に伴い、有珠山周辺の市町村に向けた行政情報提供する目的で2000年5月7日から2001年3月31日までの約11ヶ月間に渡って放送を行った、北海道虻田町（現・洞爺湖町）による臨時災害FM放送局である。

もっと迅速な被災地放送 76.1MHz の開局を要望したい。このために、NPO・市民団体・コミュニティFMは協力する用意と準備をしています。

#### ② 資金（NPOの独自性が確保されることが、有効な税の活用である。有効な仕組みである日本版コンパクトについて）

災害ボランティアとはいえる、すべて無報酬の、持ち出しでは活動が継続できません。イギリスでは、災害時

にODAの10%以上もNGOに委ねて任せています。コンパクトの財源部分での位置づけは重要です。日本赤十字社に集まる寄附を、さらに広く配分されることも含めて、寄附の配分についての検討が急がれます。もちろん、配分するには公正な配分委員会などを設けることは当然ですが、通常の税制優遇措置ではなく、災害時には特別にすべての寄附に税制優遇措置がかかるようなシステム設計を求めるべきです。

### ③ 活動の場（災害出動における包括的な協定、現地での対応、広域連携の問題）

災害が発生しますと、広域な連携が不可欠です。災害ボランティア活動においても、広域連携を具体的に築くための拠点が設置されることを求めます。なお、静岡県ボランティア協会では、過去5年にわたって「東海地震などに備えた広域連携図上訓練」を行っています。大いに参考にされるべき内容が蓄積されています。

### ④ 人材育成（国連、ジャパンプラットフォームを機動的にしたNPO・市民団体チームの早急な結成、コーディネーター育成）

災害時には、経験を積んだ人材が求められます。しかし、日本の災害ボランティアのスキルにはまだ研鑽が必要です。こうしたスキルを向上させるには、災害ボランティア団体自らで賄うには、あまりにも非力です。災害時の優れた人材は国の宝でもあります。是非、この分野の人材養成・育成システムを、国が全面委託した形で民間に委ねて頂きたいと提案します。なお、研修を希望する者には、研修期間中の一部給与補償をし、雇用対策の一つともされることを提案します。

### ⑤ 人命（いのち）を重視する項目（人命救助（災害救助犬）、災害医療、災害弱者対策（在日外国人）、メンタルサポート、セラピー）

いのちが大切であることは、幾度繰り返し表現しても過ぎることはありません。特に災害時の救助、医療、最優先要配慮者支援、メンタルケアなどについては、いのちと直結するものでもあります。阪神・淡路大震災では、直後の20秒で5000人以上が亡くなり、その後発見が遅れた為に亡くなった方を含め震災関連死とされている人たちが1000人以上亡くなっています。災害直後の救急医療体制をさらに充実させることは当然ですが、その後のケアについて、さらに充実させるべく方策が求められます。

最後に、1995年12月10日、20,000人の被災市民が集まり開催された『市民とNGOの「防災」国際フォーラム』での神戸宣言およびその後の実践・協働が、「新しい公共」の姿と思います。さらなる取り組みが充実するようなご支援と、是非積極的に政府として政策を創り上げて頂きたいと思います。

「被災地の私たちは、自ら「語り出す」「学ぶ」「つながる」「つくる」「決める」行動を重ね、新しい社会システムを創造していく力を養っていくことから、私たち自身の復興の道を踏み出していくことを、強く呼びかける。」（神戸宣言 1995年12月10日）

## 2-7) 子ども分野

### 未来を担う子どもを安心して生み育て、子どもが自信を持って生きていける社会実現のための 「新しい公共」を担う国・地域・市民の役割と枠組みの再構築 (財源の流れと給付・サービスの整備)

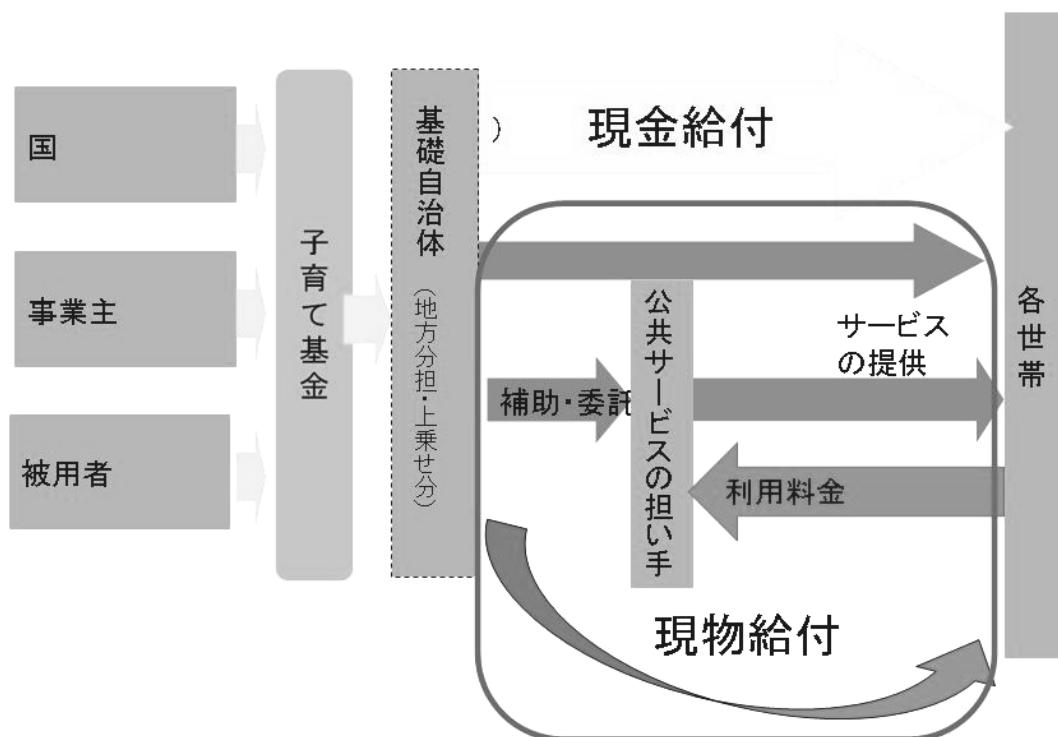
「子ども」は未来を担うかけがえのない存在であるとともに、権利主体として社会を構成する一人です。私たち「子ども部会」は、「今を生き、次代を担う子どもを安心して産み、育てられる社会」に、そして、「すべての子どもが希望と自信を持って人格形成できる社会」の実現を目指します。

「平成22年度におけるこども手当の支給に関する法律」が成立し、施行されました。これは国と家庭が責任を持って子どもを育てるという理念を具現化し、児童・家庭関係の総額を欧州並みに近づける第一歩として、高く評価されるべきものです。今後もさらに努力が望まれ、子どもへの成育保障を社会保障として位置づけ、出産から大学卒業まで、政府の責任で平等な機会を保障するという、大きな意味での子どもに対する制度設計が不可欠です。

そのためには、社会全体で次世代育成を支えていくという理念の下、官民から資金が提供され、ばらばらである財源が一元化されるとともに、多様なニーズに的確に応えるための制度と共に、現金給付、現物給付を適切に組み合わせ、切れ目なく体系的に提供できる官民バランスの取れた仕組みの構築が求められます。現在の現金・現物サービスは予算の制約があり断片的な提供となっています。社会の価値基準が大きく変わった今、成果達成のためには、根本的な施策立案と量の拡充、質の担保が必要です。「すべての家庭における子育て、すべての子どもの健やかな育成」とさらに「親の就労と子どもの育成の両立」を支援し、市民セクターが公共を担うための必要な財源が政府により保障され、一元化され、必要なところに支援の構築が可能な包括的政策を示すことが緊要です。そのためには下記のような基本方針を提案します。

1. 必要な財源が政府の責任において保障されるとともに、財源の一元化を進める。
2. 子どもの権利保障に関する理念を法律として明確に規定するとともに、包括的な政策を進めるために子ども家庭省を設置する。
3. 地方分権・地域主権において、地域でできることは地域で行い、できないことを基礎自治体が補完するという補完性の原則に基づき、地域の裁量権を拡大していく
4. 利用者視点からのサービスが提供され、新たなサービスが創出されるような制度改革や、バウチャーモードなど公的資金の効果的な投入方法を進める。
5. 「新しい公共」を担う市民セクターと官が切磋琢磨して、サービスの量の拡充と質の向上を可能としていくために、担い手育成のためのインフラ整備を進める。

## 包括的な子育ち子育て支援の制度設計



### ＜子ども部会からの政策提言・一覧＞

#### ●今を生き、次代を担う子どもを安心して産み、育てられる社会

- ・基礎自治体の裁量権を拡大と地域資源を活かすパウチャー制度の導入
- ・幼保一体化について（就学前教育・保育サービスの供給体制づくり）
- ・准保育士資格の創設による高卒者の就労支援と虐待予防
- ・保護者の育児力と育自力を高めるための「育児園」「育自力」講座普及事業
- ・家庭福祉員（保育ママ）制度を活用した「グループ保育室」制度の提案
- ・社会教育（自治と地域の教育力）を担う、行政（職員）とNPOの連携推進のためのしくみづくり

#### ●すべての子どもが希望と自信を持って人格形成できる社会

- ・「子どもの権利」を尊重した「子ども参加の促進」と「子どもの権利基本法」の制定
- ・未来を託す子どもと大人の育ち合い「子どもコミュニティ Platform」制度
- ・子どもの健全育成と地域関係再生のための外遊びの推進普及啓発事業
- ・中学校における「いのちの教育ふれあい体験」授業プログラムの普及

## 2-8) 金融分野

### 市民キャビネット金融部会からの政策提言の総論

社会経済を円滑に運営するためには、その血液として資金の流通、金融がきわめて重要です。私たち金融部会は、これまでの政策提言や実践を踏まえ、「新しい公共」を実現するためには、①新しい公共の担い手たる市民事業（社会的企業）が円滑に活動するための制度的基盤の確立、②金融システム全体が「新しい公共」を指向するための金融システム変革の2つの方向が求められていると考えます。

前者について言えば、営利企業に対してはメガバンク、地方銀行、信用金庫、信用組合、ノンバンク（貸金業者）などの金融機関が、それぞれの役割を果たしています。また、こうした経済や金融を発展させ、企業を支援するための政府の政策、制度も多く設けられています。

しかし、非営利、公益の市民事業や社会的企業という新しい公共の担い手は、経済・金融の政策の中では認識すらされず、制度化もまったくなされていません。とくに、事業に必要な資金の提供がなされなければ、社会にインパクトを与えることのできる市民事業や社会的企業を生み出すことは困難です。

したがって、営利の金融機関に代わる、非営利・公益の市民金融を制度化し、発展させることにより、市民の資金を市民事業や社会的企業に流し、税金の投入を極小にして地域起こしを行うことが可能となります。こうした市民金融を自主的に開始しているものがNPO銀行であり、まず、NPO銀行を明確に制度化するNPO銀行法の制定を含む、市民金融を発展させる総合的な政策を提案します。

後者の点では、国際化が進む世界経済においても、各国の金融機関が自らの利益のみを求めて行う通貨などへの投機行為が暴走することにより、世界全体の市民の生活への悪影響を与えています。こうした投機行為をコントロールするとともに、地球公共財の保護として環境や貧困を解決する資金を生み出す仕組みとして、国際連帯税の創設を提案します。

また、公認会計士や税理士という国家資格は、経済、金融を支える制度として組み込まれているものです。彼らに社会貢献として市民金融や市民事業（社会的企業）をサポートするプロボノ活動を制度化できれば、新しい公共の実現に向けた基盤がより充実すると考えます。

以上